

○駒澤大学学外共同研究に関する規程

平成20年4月1日

制定

改正 平成27年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）が、学外の研究機関等（以下「共同研究機関」という。）から研究者又は研究費等を受け入れて、本学において共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(研究代表者及び研究分担者)

第2条 本学で共同研究を行う研究者は、本学の専任教員とし、以下に掲げるとおりとする。

(1) 共同研究の本学の研究代表者

(2) 共同研究を研究代表者と分担して行う研究分担者

2 研究代表者が所属する機関の長（以下「所属長」という。）は、研究分担者が本学の他の機関に所属する場合、あらかじめ当該研究分担者の所属の長の承認を得なければならない。

(受入れの条件)

第3条 共同研究の受入れは、本学の教育研究の発展に寄与する研究成果が期待でき、かつ、研究代表者及び研究分担者の本学における職務に支障が生じるおそれがないと認められる場合に限る。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究を行おうとする本学の研究代表者は、共同研究機関から提出された共同研究申込書と共同研究計画書を所属長に提出し、所属機関の審議を経て、学長に提出しなければならない。

(受入れの可否及び通知)

第5条 学長は、前条の申請があった場合、共同研究の受入れの可否を決定する。

2 学長は、共同研究の受入れの可否について、共同研究機関に通知しなければならない。

(契約の締結)

第6条 学長は、共同研究機関との間で共同研究の契約書（以下「契約書」という。）を作成し、締結しなければならない。

2 学長は、共同研究契約を締結したときは、その旨を研究代表者の所属長を経て研究代表者に通知する。

(研究の場所)

第7条 本学の研究代表者及び研究分担者は、本学内において研究を行う。ただし、必要に応じて学外の施設等において研究を行うことができる。

(共同研究に要する経費)

第8条 共同研究に要する経費（以下「共同研究経費」という。）の負担者は、以下のとおりとする。

- (1) 共同研究機関
- (2) 研究代表者
- (3) 研究分担者

2 共同研究経費は、以下に掲げるものをいう。

- (1) 共同研究に使用する本学の施設及び設備の維持・管理に必要な通常経費
- (2) 謝金、旅費、備品・消耗品費等の共同研究遂行に必要な直接経費

3 共同研究機関及び学外研究分担者から受け入れる共同研究経費は、本学会計に収納されるものとし、当該共同研究経費の範囲内で支出するものとする。

(契約の変更)

第9条 研究代表者は、共同研究の契約内容に変更が生じた場合、共同研究機関と協議の上、双方が承認した研究計画変更願を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長の承認を求めなければならない。

(共同研究の中止)

第10条 研究代表者は、天災等、研究遂行上やむを得ない事由により共同研究を中止するときは、研究計画中止願を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長の承認を求めなければならない。

(共同研究経費の返還)

第11条 共同研究経費は、前条の規定により共同研究を中止した場合を除き、返還しない。なお、本学が共同研究機関から受領した共同研究経費を返還する場合は、すでに支出された経費を控除した額とする。

(共同研究の終了)

第12条 研究代表者は、共同研究期間の終了後、速やかに所定の共同研究終了報告書を所属長に提出し、所属長の承認を得た後、学長及び共同研究機関の長に報告する。

(研究成果の帰属及び公表)

第13条 共同研究による研究成果の帰属及び公表は、その旨を契約書に定める。

(知的財産の取扱い)

第14条 共同研究に伴う知的財産の取扱いについては、別に定める知的財産取扱規程による。

(事務所管)

第15条 共同研究に関わる事務所管は、教務部とする。

(雑則)

第16条 この規程に定めのない運用に関する必要な事項は、契約書に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。